

全般	計画	土づくり	苗づくり	植付け	初期	中期	後期	収穫	調製	出荷
----	----	------	------	-----	----	----	----	----	----	----

規範項目41

必須・重要・推奨

安

## 用途限定米穀の適切な保管・販売

加工用米等の用途限定米穀については、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下「食糧法」)に基づき、その取扱いに関するルールが定められており、このルールに従って販売・保管等を行う必要があります。

### 取組事項

- 用途限定米穀について、
  - ・ 定められた用途以外に使用、又は使用する目的で出荷・販売しない。
  - ・ 保管する時は用途ごとに保管し、用途が明らかになるような表示をする。
  - ・ 販売するときは、包装等に用途を示す表示をする。
  - ・ 販売するときに、定められた用途に確実に使用することを確認する。
- 食用不適米穀についても同様に、販売等をしない。

用途限定米穀(加工用米、飼料用米、米粉用米等)については、平成22年4月に改正された食糧法に基づき、用途外使用の禁止などルールが定められており、出荷販売を行う生産者についても、このルールに従った適切な取扱いを行いましょう。

#### 【用途限定米穀】

米穀の需給及び価格の安定を図るためには、加工用米などの用途限定された米穀が、定められた用途に適切に供されることが不可欠です。このため、食糧法に基づき、用途が限定された米穀を用途外に使用することを禁止するなど、米穀出荷・販売事業者が遵守すべきルールが整備されています。

例えば、加工用米として生産された米を主食用として使用・販売したりするなど、その用途以外の使用をしてはいけません。そのため、用途限定米穀が通常の米穀と混ざらないよう、保管中は「はい票せん」による掲示を行うことが義務付けられています。

また、販売時には、包装等に用途を示す表示をするとともに、意図しない共犯者とならないよう、定められた用途に確実に使用することを確認し、契約書に他用途転用禁止、契約に違反した場合の違約金条項等を明記するなどの措置を講じることも必要です。

万一、自ら出荷した用途限定米穀の不正使用を知ったときは、速やかに関係機関(農政局又は県)に連絡して下さい。

#### 【食用不適米穀】

かびが付着した米穀、重金属や残留農薬の基準値を超えた米穀については、食用不適米穀として、販売等をしてはいけないこととなっています。

食用不適米穀が生じた場合、廃棄するか、関係法令による規制にも留意した上で非食用として販売・使用等適正に行います。販売・譲渡を行う場合は、魚粉との混合、着色など、食用転用防止措置を行った上で、契約時に非食用として使用する旨などを明記しましょう。

## ■用途限定米穀の種類

- 加工用米: 清酒等酒類、加工米飯、みそなど調味料、上新粉など粉類、米菓類など
- 新規需要米: 飼料用、米粉用(パン、麺等)、輸出用、バイオエタノール用
- 区分出荷米: 米以外の原料や輸入米粉調整品の原料の代替用途等に限定した用途のもの

## ■種類別の表示の例



加工用の米穀



米粉用の米穀



飼料用の米穀

表示の大きさは、外円直径30~40mm、肉厚2~5mm、肉色は、青色又は緑色。包装、容器等の見やすい箇所への印刷、押印、シールの貼付その他の方法により、鮮明に表示。

※ 上記の他、「輸出用」等その用途が明確に分かる表示があります。

## ■用途限定米穀の保管中の措置

### 用途限定米穀



### はい票せんを掲示

用途ごとに別棟又は別はいで保管し、用途が明らかとなるよう「はい票せん」による掲示を行うこととなっています。(省令第3条)

### 【はい票せんの例】

用途 : 加工用米

種類	年産	産地	銘柄等	綴包装	量目
水稲うるち	21	〇〇	コシヒカリ	3 カミ	30kg

年月日	摘要	受入	払出	在庫
21.10.10	JA◇◇	50		50
21.10.15	JA△▽	50		100

## ■米穀の出荷販売事業者の遵守事項について

・農林水産省HP

( <http://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/zyunsyu/> )

### 【根拠法令等】

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律 (平成6年法律第113号)
- 米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令 (平成21年農林水産省令第63号)